

市長の

しおかぜ通信

暖かい日の光とともに、花の便りの聞かれる穏やかな季節となりました。皆様には健やかにこの春をお迎えのこ

とと存じます。私は、3月15日に行われま

した、一般国道2号笠岡バイパスの開通式に参列いたしました。式典後、つばくろ保育園児たちを先頭に、「入江かぶと橋」を多くの方々と一緒に渡り初めをしました。大変感慨深いものがございました。

遠くさかのぼれば昭和49年に、井笠南部地域の2市4町で国道2号玉島笠岡間整備促進協議会を発足させ、以来この笠岡バイパスと玉島笠岡道路の一刻も早い整備促進を求めて関係機関等へ要望を行ってまいりました。やっと念願のこの道路が完成いたしました。先人の方々のご努力、地域の皆様のご協力の賜であると深く感謝いたしております。この道路は、長年の問題で

笠岡市長 高木直矢



ありました国道2号の笠岡市街地部分の渋滞解消、渋滞が原因で起こる交通事故など多くの課題を解決する道路となることでしょう。そして市民の皆様をはじめ国道2号を利用する皆様の利便性が向上することは勿論、沿線の地域、西大島新田や入江、神島地区や笠岡湾干拓地、さらには笠岡市をはじめ、浅口市や里庄町の井笠南部地域の発展につながるものであると大変期待しております。

朝夕まだ肌寒い日がござい

ます。体調を崩しやすい時節かとは思いますが市民の皆様方には体調管理には十分ご注意ください。

市民活動総合補償保険に加入しました

笠岡市では、市民の皆さんが安心して地域活動やボランティア活動などの市民活動を行っていただけるように、市民活動中の事故や行事の参加者などに損害を与えた場合に適用される「笠岡市市民活動総合補償保険」に加入しました。保険料は市が負担します。また、市への事前申込みは不要です。

保険の対象となるもの

○主として笠岡市民により構成される市民活動団体や個人が行う地域活動など公益性のある無報酬の活動

対象となる事故

○行事主催者や参加者がその活動中、他人に損害を与えたとき

○行事主催者や参加者が、その活動中または往復途上に損害を被ったとき

※自動車による賠償事故や疾病が原因の傷害などは対象外

事故があったら報告を

事故があった場合は、協働のまちづくり課（市主催の行事であれば所管課）までご連絡ください。

問合せ 協働のまちづくり課 ☎2123まで

保険の内容

区分		保険金額 (限度額)	免責
傷害	本人	死亡保険	500万円
		後遺障害保険	程度により 15万円～500万円
		入院保険	1日3,000円 (事故日から180日以内)
		通院保険	1日2,000円 (事故日から180日以内で 通院日数90日以内)
賠償責任	対人	身体賠償	1名 6,000万円 1事故 2億円
		財物賠償	300万円
	対物	保管物賠償	100万円

笠岡市交流事業

推進助成金交付制度

友好都市 島根県大田市との 交流事業団体等の募集

笠岡市は、友好都市縁組を結んでいる島根県大田市との交流を促進する目的で、市内の団体等が実施する交流事業に対して助成制度を設けています。平成20年度の助成を希望する団体等を募集します。

助成対象：原則として5人以上の笠岡市民団体・グループ

対象事業：笠岡市又は大田市内で、継続して交流を行う団体が実施する文化・スポーツ交流、学習会交流、特産品交流などの各種交流事業

募集期限：5月15日(木)

助成額：交流事業経費の1/2以内で、上限20万円

※ただし、応募多数の場合には、調整させていただくことがあります。

申込み・問合せは 協働のまちづくり課

☎2123まで